

みんなて  
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

### 三沢市

だいでろ  
森山大道写真展

『裏町人生～寺山修司』

- ▶とき 開催中～9月25日(日)
  - ▶ところ 寺山修司記念館
- 問 寺山修司記念館 ☎⑤3434



### 七戸町

天王つつじまつり

- ▶とき 5月1日(日)～15日(日)
- ▶ところ 天王神社境内

問 七戸町商工観光課 ☎②2137



ピザカーニバルinしちのへ

- ▶とき 5月15日(日) 午前10時～
- ▶ところ 七戸中央商店街

問 七戸町商工会 ☎②2521



### 横浜町

2015菜の花フェスティバル  
inよこはま

- ▶とき 5月14日(土)・15日(日)
- ▶ところ 大豆田地区特設会場

問 横浜町産業振興課 ☎0175⑧2111(内線351)



### 六ヶ所村

2016たのしむべ! フェスティバル

- ▶とき 5月14日(土)・15日(日)
  - ▶ところ 大石総合運動公園特設会場
- 問 六ヶ所村観光協会 ☎0175⑧2111(内線264)



第5回たのしむべ!  
キッズマラソン2016

- ▶とき 5月14日(土)正午～
- ▶ところ 大石総合運動公園 陸上競技場

問 六ヶ所村観光協会 ☎0175⑧2111(内線264)

あなたの街の

## 法律相談



～第25回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「携帯電話利用契約」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎⑤6777

**Q** 4日間で52万円の携帯電話料金を請求されました。その日はパソコンを携帯電話に接続してインターネットをしました。携帯電話購入時にパケット定額制の契約をしているのに、どうしてこのような高額な請求をされるのでしょうか。

**A** 高額な料金の請求をされた理由は、携帯電話事業者がパケット定額制のなかで対象外としている使い方をしたことにあると考えられます。

ところで、携帯電話事業者には、契約締結時にパケット通信料金について分かりやすく説明する義務および高額な料金が発生する可能性についての情報提供義務があります。契約締結時、パケット定額制の契約内容や対象外サービスについて十分な説明を受けましたか。まずは、契約時に渡される書面や取り扱い説明書などを確認してみましょう。

**Q** 確認してみたところ、「パソコンを携帯電話と繋いででのモバイルデータ通信はパケット定額制の対象外であり料金が高額になるおそれがある」と書いてあります。

**A** そうすると、携帯電話事業者は、契約締結時に一応の情報提供義務を果たしたと言えるでしょう。さらに、携帯電話事業者には、利用開始後の利用料金が高額化した段階で消費者の被害拡大を防止する義務および危険の拡大可能性についての説明義務・情報提供義務がある、とされています。携帯電話事業者から利用料金が高額化していることについて注意喚起する通知が来っていないなどの事情があれば、携帯電話事業者に対し債務不履行責任を追求することが考えられます。

**Q** 子どもに携帯電話を使わせています。予防策はありませんか。

**A** まずは家族間でよく話し合いましょう。契約時、お店であらかじめ未成年者が利用することを伝えましょう。携帯電話からの料金確認機能を小まめに利用し、月々の料金に上限を付ける設定の利用も検討しましょう。

(文責・弁護士 橋本 明広)  
弁護士法人青空と大地 ☎②15162